

# 事業評価シート

525201 市庁舎維持管理事業

事業コード 525201 事業名: 市庁舎維持管理事業

総合計画体系 (上位の政策・施策)	政策: <i>市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政運営</i>
	施策: <i>財務・財産管理</i>
	施策の方向: <i>市庁舎設備等の計画的更新</i>

主管部局名	総務部	主管課名	財産管理課	会計区分	一般会計		
事業主体	市	補助単独	単独	新規・継続	継続	事業開始	平成7年度
進捗状況	実施段階	計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 29 年度				
根拠法令							
事務区分	自治事務	義務区分	義務的経費	地域区分	市内全域		

・対象(何、誰を) 市庁舎・ふれあい会館


・受益者(実際に利益を受ける人) 特定の受益者なし(全市民)

・市民参加 C

A: 地域社会の主体としての市民、受益者としての市民、双方の視点からの参加がある  
 B: 地域社会の主体としての市民の参加がある  
 C: 受益者としての市民の参加がある  
 D: 特に市民参加がない

・手段(市が実際に行う事業の内容)

市庁舎・ふれあい会館の維持管理  
 ・設備維持管理(空調設備・エレベーター保守・電気設備等)  
 ・環境管理(庁舎清掃、庁舎周り清掃、駐車場)

 **活動指標** (手段から導かれ、事業の進捗状況を図るための指標)

活動指標名	目標値
① 苦情件数(年間)	3 件
②	
③	

## 活動指標の年度別状況

活動指標	① 苦情件数(年間)			②			③		
	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値
24(決算)	11	366.70	11	-	-	-	-	-	-
25(予算)	3	100.00	-	-	-	-	-	-	-
26(計画)	3	100.00	-	-	-	-	-	-	-
27(計画)	3	100.00	-	-	-	-	-	-	-
28(計画)	3	100.00	-	-	-	-	-	-	-
29(計画)			-	-	-	-	-	-	-

## ・意図(どういう状態にしたいのか)

庁舎利用者や職員に利便性や快適さを与え、しかも安全かつ適正に施設の機能が發揮するように維持管理する。

### 成果指標

(意図から導かれ、事業の目的達成度を図るための指標)

成果指標名	設定せず
目標値	0
指標式	

### 成果指標の年度別状況

区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対する 割合	実績値
24(決算)	-	-	-
25(予算)	-	-	-
26(計画)	-	-	-
27(計画)	-	-	-
28(計画)	-	-	-
29(計画)	-	-	-

## ・事業実施上の検討課題

庁舎等維持管理計画(中長期計画)に基づく実施が、現在の財政状況の中で計画的に実施できるように見直す。

## ・備考(現状等)

## ・事業のポジショニング B (コストを維持して成果を向上) (位置付け)

### ・ポジショニングの説明・改善方策

委託業者との連携を図り、日常点検の充実を図り、不具合箇所を初期に見つけ修繕費用の上昇を抑える。



Ⓐ:コストを増やして成果を向上 Ⓓ:コストを現状維持(理想の状態)  
 Ⓑ:コストを維持して成果を向上 Ⓔ:コストを削減  
 Ⓒ:コストを削減して成果を向上 Ⓕ:事業を統合又は廃止

### 事業費等の年度別状況

区分 年度	事業費(千円)	所要時間	概算人件費 (千円)	概算総事業費 (千円)	受益者数	受益投資額 (円)
24(決算)	267,288	2790	6,063	273,351		
25(予算)	273,535	2790	6,244	279,779		
26(計画)	282,751	2790	6,230	288,981		
27(計画)	282,751	2790	6,213	288,964		
28(計画)	282,751	2790	6,199	288,950		
29(計画)	0					

※・概算人件費=所要時間×1時間当たりの平均人件費単価  
 ・概算総事業費=事業費(直接事業費)+概算人件費  
 ・受益投資額=受益者1人当たりの投資額=概算総事業費÷受益者数

## ・政策・施策評価の視点からの内部評価

事業評価 **A(9点)** 改善する必要性が極めて低い。

○必要性について **B(8点)** 改善する必要性が低い。

視点1 政策の目的が市民や社会のニーズにかな(うものか)っているか

**B(8点)** 十分ニーズに即(する)している。

視点2 当初の事業目的を達していないか

**B(8点)** 十分対応している。

視点3 事業目的に対して効果があがっているか

**B(8点)** 市で実施する必要性が高い。

○効率性について **B(8点)** 改善する必要性が低い。

視点1 予算や人員に見合った効果が得(られる)られているか

**B(8点)** 十分効果がある。

視点2 他市と比べてコストはどうか

**B(8点)** 十分効率的である。

視点3 他の類似事業と比べてコストはどうか

**B(8点)** 取り組んでおりほとんど改善の余地はない。

○有効性について **B(8点)** 改善する必要性が低い。

視点1 政策達成のために有効か

**B(8点)** 高い。

視点2 期待された成果が得られているか

**B(7点)** 十分得られている。

○公平性について **A(10点)** 改善する必要性が極めて低い。

視点1 対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか

**A(10点)** 限定されていない。

視点2 受益者の費用負担は適当か

— 評価対象外

○優先性について **A(10点)** 改善する必要性が極めて低い。

視点1 他の事業と比較して優先的に実施すべきか

**A(9点)** 優先度が極めて高い。

視点2 延伸、廃止した場合に大きな影響があるか

**A(10点)** 影響は甚大である。

※各視点の評価点と合計の評価点とは四捨五入の関係で不整合が生じる場合がある。

## (内部評価詳細)

一次評価＝所管部局長の評価  
二次評価＝行政評価委員会の評価

改善性 ↓ 高	A ( 10～ 9点)
	B ( 8～ 7点)
	C ( 6～ 5点)
	D ( 4～ 3点)
	E ( 2～ 1点)

**事業評価(内部): A ( 9 点)    一次評価: A ( 9 点)    二次評価: A ( 9 点)**

<b>必要性</b>	<b>視点</b>	①施策(事業)の目的が現在の市民や社会のニーズにかなっている(た)か ②事業の対象や内容は行政需要の変化に対応している(た)か ③国、県、民間、地域との役割分担からみて市が行う必要があるか ※法令上義務は10			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>B ( 8 点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 視点③ 平均	B・8 B・8 B・8 B・8	市庁舎及び文化会館の施設を運営するための光熱水費、市庁舎を安全かつ適正に維持するための管理経費など、市民の財産である施設を適切に管理し、施設の延命、利便性、快適さを与えるため必要である。	B・8 B・8 B・8 B・8
<b>効率性</b>	<b>視点</b>	①予算や人員に見合った効果が得られている(た)か ②他市と比べてコストはどうか ③コスト(予算・人員)改善に取り組んでいる(た)か			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>B ( 8 点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 視点③ 平均	B・8 B・8 B・8 B・8	施設の維持管理には、資格が必要なものもあり、業務委託により常に有資格者の確保がされ、効率的に事業が行われている。	B・8 B・8 B・8 B・8
<b>有効性</b>	<b>視点</b>	①事業を実施することでの施策目標への貢献度 ②成果を向上させる余地はあるか			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>B ( 8 点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 平均	B・8 B・7 B・8	施設を適切に管理(清掃、修繕・部品交換等)することにより、施設の使用年数を延ばすことができ有効である。	B・8 B・7 B・8
<b>公平性</b>	<b>視点</b>	①対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか ②受益者の費用負担は適当か			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>A ( 10 点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 平均	A・10 — A・10	受益者は限定されていない。	A・10 — A・10
<b>優先性</b>	<b>視点</b>	①施策内の他の事業と比較して優先的に実施すべきか ②延伸、廃止した場合に市民の生命・身体及び財産に影響があるか			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>A ( 10 点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 平均	A・9 A・10 B・10	施設の破損を放置することは、利用者の危険性の増大、破損の拡大にもつながり、安全で利便性が損なわれることから、優先度は極めて高い。	A・9 A・10 A・10
<b>二次評価コメント</b>					
市庁舎及びふれあい会館の施設を適正に維持管理し、市民の利用に際し安全かつ利便性、快適さを維持するために必要である。					

# 事業評価シート

525507 優良工事表彰事業

事業コード 525507 事業名: 優良工事表彰事業

<b>総合計画体系</b> (上位の政策・施策)	政策 : <i>市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政運営</i>
	施策 : <i>財務・財産管理</i>
	施策の方向: <i>契約事務</i>

主管部局名	総務部	主管課名	契約検査課	会計区分	一般会計		
事業主体	市	補助単独	単独	新規・継続	新規	事業開始	平成25年度
進捗状況	実施段階	計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 29 年度				
根拠法令							
事務区分	その他	義務区分	義務的経費	地域区分	市内全域		

・対象(何、誰を)


・受益者(実際に利益を受ける人) *特定の受益者なし(全市民)*

・市民参加 **C**

A: 地域社会の主体としての市民、受益者としての市民、双方の視点からの参加がある  
 B: 地域社会の主体としての市民の参加がある  
 C: 受益者としての市民の参加がある  
 D: 特に市民参加がない

・手段(市が実際に行う事業の内容)

前年度に完成した公共工事の内、成績優秀な工事請負者を表彰する。

 **活動指標** (手段から導かれ、事業の進捗状況を図るための指標)

活動指標名	目標値
①	
②	
③	

**活動指標の年度別状況**

活動指標	①			②			③		
	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値	年度別目標値	計画目標値に対する割合	実績値
24 (決算)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25 (予算)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 (計画)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27 (計画)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 (計画)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29 (計画)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## ・意図(どういう状態にしたいのか)

座間市が発注した工事の内、優良な工事成績評定を受けた請負者を表彰することで、適正かつ能率的な施工の確保と請負者の技術向上と成果物としての品質の向上を目的とする。

## 成果指標

(意図から導かれ、事業の目的達成度を図るための指標)

成果指標名	優良工事の割合
目標値	55
指標式	75点以上の工事検査数÷工事検査数

## 成果指標の年度別状況

区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対する 割合	実績値
24(決算)	0	0.00	0
25(予算)	52	94.50	-
26(計画)	53	96.40	-
27(計画)	54	98.20	-
28(計画)	55	100.00	-
29(計画)			-

## ・事業実施上の検討課題

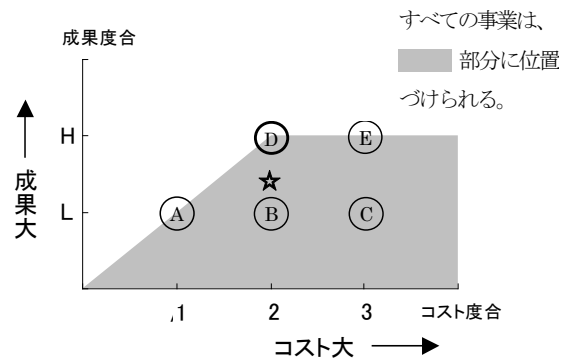
座間市が発注した工事の成績評定点の平均は平成23年度で73.9点となっている、公共工事の品質の向上を図る点から、監督員と共に請負者の技術力の向上を図ることが求められている。

## ・備考(現状等)

## ・事業のポジショニング B (コストを維持して成果を向上) (位置付け)

### ・ポジショニングの説明・改善方策

公共工事の品質確保の促進に関する法律第6条(発注者の責務)では、公共工事の発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、施行状況の確認及び評価その他の事務を適切に実施する必要がある。優良工事を実施した請負者を表彰し、意識の向上を図ると共に、品質向上を推進するものとする。



①:コストを増やして成果を向上 ②:コストを現状維持(理想の状態)  
③:コストを維持して成果を向上 ④:コストを削減  
⑤:コストを削減して成果を向上 ⑥:事業を統合又は廃止

## 事業費等の年度別状況

区分 年度	事業費(千円)	所要時間	概算人件費 (千円)	概算総事業費 (千円)	受益者数	受益投資額 (円)
24(決算)	0	0	0	0		
25(予算)	6	360	806	812	360	2,255
26(計画)	6	360	804	810	360	2,250
27(計画)	6	360	802	808	360	2,244
28(計画)	6	360	800	806	360	2,239
29(計画)	0					

※・概算人件費=所要時間×1時間当たりの平均人件費単価  
・概算総事業費=事業費(直接事業費)+概算人件費  
・受益投資額=受益者1人当たりの投資額=概算総事業費÷受益者数

## ・政策・施策評価の視点からの内部評価

事業評価 **A(9点)** 改善する必要性が極めて低い。

○必要性について **A(9点)** 改善する必要性が極めて低い。

- 視点1 政策の目的が市民や社会のニーズにかな(うものか)っているか  
**B(8点)** 十分ニーズに即(する)している。
- 視点2 当初の事業目的を達していないか  
**B(8点)** 十分対応している。
- 視点3 事業目的に対して効果があがっているか  
**A(10点)** 市で実施する必要がある。

○効率性について **A(9点)** 改善する必要性が極めて低い。

- 視点1 予算や人員に見合った効果が得(られる)られているか  
**B(8点)** 十分効果がある。
- 視点2 他市と比べてコストはどうか  
**B(8点)** 十分効率的である。
- 視点3 他の類似事業と比べてコストはどうか  
**A(10点)** 十分取り組んでおり改善の余地はまったくない。

○有効性について **A(9点)** 改善する必要性が極めて低い。

- 視点1 政策達成のために有効か  
**A(10点)** 極めて高い。
- 視点2 期待された成果が得られているか  
**B(8点)** 十分得られている。

○公平性について **A(10点)** 改善する必要性が極めて低い。

- 視点1 対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか  
**A(10点)** 限定されていない。
- 視点2 受益者の費用負担は適当か  
**A(10点)** 適当である。

○優先性について **B(7点)** 改善する必要性が低い。

- 視点1 他の事業と比較して優先的に実施すべきか  
**B(8点)** 優先度が高い。
- 視点2 延伸、廃止した場合に大きな影響があるか  
**C(5点)** 無視できない影響がある。

※各視点の評価点と合計の評価点とは四捨五入の関係で不整合が生じる場合がある。

## (内部評価詳細)

一次評価＝所管部局長の評価  
二次評価＝行政評価委員会の評価

改善性	↓	A (10～9点)
		B (8～7点)
		C (6～5点)
		D (4～3点)
	↑	E (2～1点)
	高	

**事業評価(内部): A (9点) 一次評価: A (9点) 二次評価: A (9点)**

必要性	<b>視点</b>	①施策(事業)の目的が現在の市民や社会のニーズにかなっている(た)か ②事業の対象や内容は行政需要の変化に対応している(た)か ③国、県、民間、地域との役割分担からみて市が行う必要があるか ※法令上義務は10			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>A (9点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 視点③ 平均	B・8 B・8 A・10 A・9	公共工事の質の向上を図るために、工事完成検査においては座間市請負工事評定要領に基づき、監督員、工事主管課長、検査員の三者による工事成績評定を行い、成果品の合否判定を行うとともに、技術検査を通じて優良工事を施工した受注者を評価しており、表彰することにより受注者の意欲を高めるとともに、公共工事としての成果品の更なる向上が図られることから必要である。	B・8 B・8 A・10 A・9
効率性	<b>視点</b>	①予算や人員に見合った効果が得られている(た)か ②他市と比べてコストはどうか ③コスト(予算・人員)改善に取り組んでいる(た)か			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>A (9点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 視点③ 平均	B・8 B・8 A・10 A・9	優良工事を施工した受注者を評価し表彰することにより、受注者の技術向上と成果品の質の向上を図ることが可能となり、効率的な事業が図ることができる。	B・8 B・8 A・10 A・9
有効性	<b>視点</b>	①事業を実施することでの施策目標への貢献度 ②成果を向上させる余地はあるか			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>A (9点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 平均	A・10 B・8 A・9	受注者の技術向上とともに、より質の高い成果品を求めるための競争性を取入れ、高い技術力を持った受注者を育てることで、工事品質の確保の促進、あるいは不良・不適格業者の排除につながることに有効である。	A・10 B・8 A・9
公平性	<b>視点</b>	①対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか ②受益者の費用負担は適当か			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>A (10点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 平均	A・10 A・10 A・10	表彰の審査に当たっては、審査規定を設けることにより客観的で公平な審査が行われることが必要である。	A・10 A・10 A・10
優先性	<b>視点</b>	①施策内の他の事業と比較して優先的に実施すべきか ②延伸、廃止した場合に市民の生命・身体及び財産に影響があるか			
	<b>内部評価</b>	区分	<b>一次評価</b>		<b>二次評価</b>
	<b>B (7点)</b>	視点	視点	コメント	視点
		視点① 視点② 平均	B・8 C・5 C・7	公共事業の減少によって競争が激化する中で、事業者の技術力が衰退している傾向が見られる。公共工事の品質の確保を図ることは重要な課題であり優先性は高い。	B・8 C・5 B・7
二次評価コメント					
優良工事を施工した受注者を評価し表彰することで、受注者の技術と意識の向上につながり、より質の高い成果品を得ることが出来る。さらに、高い技術力を持った受注者を育てることで工事品質の確保、不良・不適格業者の排除につながり有効である。					